



ほくりくみらい基金
Hokuriku Mirai Foundation

「能登女性のチャレンジ助成プログラム」応募要項

この度、公益財団法人ほくりくみらい基金では有限会社柳川水産（山口県下関市）からのご寄付により、「能登女性のチャレンジ応援助成プログラム」を実施します。

本助成プログラムでは、「令和6年能登半島地震」「令和6年奥能登豪雨」で被災した石川県能登地方で、農業・水産業に関わる女性をご自身の事業に活かすために他地域の先進的事例を学ぶ活動を支援することで、能登の農業・水産業の発展と、女性参加を支えます。

【「能登女性のチャレンジ助成プログラム」 応募要項】

1. 助成スケジュール

- 1.1. 公募受付期間:2025年10月6日(月)～11月30日(日)23:59
- 1.2. 選考期間:上記期間中、毎週日曜日までの申請について翌々週の金曜日までに審査・採択通知
- 1.3. 視察・研修実施期間:2025年10月6日(月)～2026年1月31日(土)

※上記のスケジュールにかかわらず、助成総額に達し次第、募集を終了いたします。

2. 助成対象について

2.1. 助成対象者

応募時点で下記を満たす個人を対象とします。

・石川県能登地方(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町)で農業・水産業に関わる女性

2.2. 助成対象となる活動

以下のいずれか、もしくは両方に当てはまる活動に対し助成します。

- 2.2.1. 申請される方が、農業・水産業に関連する他地域の先進事例を学びに行く活動
- 2.2.2. 申請される方の事業地に、農業・水産業に関連して他地域で先進的な取り組みをされている方を講師として招聘し、研修・指導等を受ける活動

※公益性のない事業、行政による補助金を受ける事業、営利を目的とした事業、政治、宗教、思想等の目的に偏る事業の実施を目的とした活動は助成の対象となりません。



「能登女性のチャレンジ助成プログラム」応募要項

3. 助成金額と対象となる経費について

- 3.1. 助成総額:45万円(税込)(2025年10月5日時点)
- 3.2. 1人あたりの助成額:10万円(税込)を上限に実費を助成
※自己負担は不要です。上記の金額の使途等を申請書に記載してください。
※**実費が申請額を上回った場合は申請金額を上限とし、実費が申請額を下回った場合は実費をお支払いいたします。**
- 3.3. 対象となる経費
申請する活動に必要な、講師謝金、旅費交通費、委託費、その他諸経費(研修参加費等)。
※費目の詳細は申請書の「積算の手引」をご確認ください。
※申請日以降に支出した経費に限ります。申請日以前に遡っての申請はできません。(不採択の場合には、既に支払い済みの経費であっても助成できません)

4. 申請方法について

4.1. 申請書類

下記の書類をご準備ください。

- 1) 申請書(指定書式)

※ほくりくみらい基金WEBサイトよりダウンロードしてください

4.2. 申請方法

以下の申請フォームよりご提出ください。

助成金申請フォーム:

<https://app.jibun-apps.jp/form/dcb0e96d-23a0-4f06-a2a9-8590d32e95aa/new>

5. 選考方法について

- 5.1. 公益財団法人ほくりくみらい基金が設置する「選考委員会」で選考を行います。
必要に応じて事務局からのヒアリングを実施する可能性があります。
- 5.2. 選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で採否を決定します。
- 5.3. 審査基準
以下の審査基準を踏まえて総合的に評価を行います。
なお、基本要件に合致しないものは審査対象外となりますので、ご注意ください。



「能登女性のチャレンジ助成プログラム」応募要項

1) 基本要件

- a) 「助成対象者」「助成対象経費」の要件を満たしているか
 - b) 提出期限までに申請を行っているか
 - c) 申請書類の提出方法・内容に不備がないか
- 2) 申請する視察・研修に参加する目的が明確であるか
 - 3) 申請する視察・研修により、申請者自身の事業に学びを得られるものであるか
 - 4) 申請する活動により、地域の農業・水産業に寄与する可能性が見込まれるか、またその見通しを持っているか
 - 5) 経費について適切な算出根拠が示され、過大ではないか。

6. 助成決定者の義務事項と依頼事項

助成が決定した方には、下記の事項をお願いいたします。

6.1. 義務事項

- 実施報告書と会計報告書を提出すること(事業実施後1ヶ月以内)
- ※受領した報告書、写真は寄付者の方々への報告、寄付募集、ほくりくみらい基金の活動報告等で利用・公開する可能性があります。必ず利用・公開して差し支えの無い写真、また、写っている方の許可が取れている写真をご提出ください。

6.2. 依頼事項

- 活動について進捗確認や訪問・ヒアリングへの対応
- 本助成を受けて取組む事業についての情報発信(ホームページ、ブログ、SNS等)とその際のタグ付け(ハッシュタグ #ほくりくみらい基金/ #能登女性のチャレンジ助成)

7. 助成金の支払い方法について

- 7.1. 採択された方と、「助成金交付同意書」の取り交わしを行います。その際に、「口座情報申請書」に銀行口座情報を入力してください。会計報告確認後に助成金の振込を行います。
- 7.2. 「申請者ご本人名義の口座」にお振込します。

8. 重要な注意事項(※必ずお読みください)

- 8.1. 採択者の情報をほくりくみらい基金のWEBサイトやプレスリリース、SNSにて公開します。※公開情報:氏名、申請概要、助成金額
- 8.2. 助成申請フォームにご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。



「能登女性のチャレンジ助成プログラム」応募要項

- 8.3. 活動報告等で書類や資料等を提出いただく場合、返却はできません。
- 8.4. 活動の変更・中止については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で、申請した活動に使われていない場合は「公益財団法人ほくりくみらい基金」に全額返還していただきます。その他詳細は、助成決定後にお知らせします。
- 8.5. 社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、公益財団法人ほくりくみらい基金のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。
- 8.6. 本助成事業の助成金を充当した支払に関しては、証拠証憑(領収書)等を適切に管理し、必要に応じて当財団へ開示・閲覧できるようにしておいてください。また、証拠証憑は事業実施終了後、3年間の保存をしてください。
- 8.7. 本助成事業実施後に提出する実施報告書と会計報告の提出を期日までに行わなかった場合、返金を求める可能性があります。また、今後当財団が実施する助成事業等へ応募いただいても選考対象外となる場合があります。

9. お問い合わせ

公益財団法人ほくりくみらい基金

E-mail : grant@hokuriku-mf.jp

ホームページ : <https://hokuriku-mf.jp>